

大阪府立槻の木高等学校PTA 慶弔内規

第1条 本会の慶弔を下記のとおり定める。

なお、本人又は遺族から受取り辞退の申し出があった場合はこれに従う。

第2条 下記以外の特別な場合は役員会で協議して行う。

但し、緊急の場合は会長が専決できる。この場合は事後の役員会で報告する。

第3条 本内規は、実行委員会の審議により改正できる。

第4条 本内規は、平成16年6月21日より実施する。

一部改正 平成23年2月17日 役員会にて承認 「記の5. 削除」

一部改正 平成26年12月6日 実行委員会にて承認 「第1条 なお書き追加」

「記 3. 4. 削除」

記

1. 会員（保護者・教職員）の死亡

檜又は供花料
及び香料1万円

2. 生徒の死亡

檜又は供花料
及び香料1万円